

民 生 費

- ・社会福祉費
- ・児童福祉費

社会福祉総務費

福祉課

1. 低所得者対策等

(1) 生活保護の状況

(各年3月31日現在)

| 区 分 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被保護世帯数 | 53 | 49 | 51 | 49 | 51 | 62 | 70 | 70 | 72 | 75 | 71 | 72 |
| 被保護人員 | 98 | 97 | 93 | 92 | 91 | 112 | 118 | 112 | 115 | 120 | 114 | 110 |
| 保護率(%) | 6.4 | 6.4 | 6.1 | 6.1 | 6.0 | 7.4 | 7.8 | 7.5 | 7.7 | 8.0 | 7.6 | 7.3 |

※ 平成21年以降、保護停止を含む。

(2) 助成金・貸付金

①くらしの資金貸付

・生活不安定な世帯に対し、くらしのための緊急に必要なとする資金を貸し付ける事業。

貸付金 0円

2. 障害者福祉

(1) 障害者の状況

①身体障害者手帳所持者

(平成28年3月31日現在 単位:人)

| 障 害 程 度 | 視覚 | 聴覚・平衡 | 音声・言語 そしゃく | 肢体 | 心臓 | 腎臓 | 呼吸器 | 膀胱・直腸 | 肝臓 | 免疫 | 小腸 | 合計 |
|---------|----|-------|---------------|-----|-----|----|-----|-------|----|----|----|-----|
| 1 級 | 10 | 2 | 0 | 70 | 88 | 27 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 202 |
| 2 級 | 11 | 13 | 0 | 72 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 99 |
| 3 級 | 5 | 8 | 1 | 72 | 27 | 7 | 5 | 3 | 0 | 1 | 0 | 129 |
| 4 級 | 2 | 8 | 5 | 99 | 38 | 0 | 3 | 29 | 0 | 0 | 0 | 184 |
| 5 級 | 4 | 0 | 0 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 6 級 | 3 | 15 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 |
| 合計 | 35 | 46 | 6 | 362 | 154 | 34 | 10 | 32 | 2 | 4 | 0 | 685 |

②療育手帳所持者

| 障 害 程 度 | A | B | 合計 |
|---------|----|----|-----|
| 人 数 | 51 | 60 | 111 |

③精神保健福祉手帳所持者

| 障 害 程 度 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|---------|----|----|----|----|
| 人 数 | 4 | 33 | 40 | 77 |

(2) 施設運営補助等

①乙訓福祉施設事務組合

・「乙訓若竹苑」「乙訓ポニーの学校」を運営する乙訓福祉施設事務組合の運営費を負担した。 負担金 32,138,000 円

②障害者施設運営補助

・乙訓圏域で障害者施設を運営する社会福祉法人等の運営費等を補助した。 補助金 2,501,589 円

③共同作業所等運営補助

・心身障害者共同作業所等の運営費を補助した。 補助金 2,502,100 円

(3) 各種助成制度

①心身障害者扶養共済制度補助

・心身障害者に終身一定の年金を給付する制度で、加入した保護者に対し掛金の一部を補助した。 14件 扶助費 528,400 円

②障害者福祉推進事業

・障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を補助した。 280件 扶助費 2,321,400 円

③身体障害者等診断書料助成

・身体障害者手帳の申請時に要する診断書料の全部又は一部を助成した。 81件 扶助費 165,000 円

④障害者福祉サービス等利用助成事業

・障害福祉サービス等を利用したときにかかる利用者負担を軽減した。 226件 扶助費 967,756 円

(4) 障害者等医療助成

①福祉医療

・重度心身障害者、ひとり親家庭児童及びその親に医療費の自己負担分の助成を行った。 障害 140人 ひとり親 340人 扶助費 29,237,956 円

②重度心身障害老人健康管理事業

・後期高齢者医療保険の被保険者である重度心身障害老人に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する医療費一部負担金に相当する額を給付した。 受給者数 161人 補助金 14,211,003 円

| | | | |
|--|-------|-------|-----------------------------|
| ③自立支援医療(更生医療) ・身体障害者の障害を除去・軽減して、職業能力増進、日常生活を容易にするため医療給付を行った。 | 54件 | 扶助費 | 11,747,873 円 |
| ④自立支援医療(育成医療) ・身体に障害のある児童の障害を除去・軽減して、生活能力を得られるよう医療給付を行った。 | 5件 | 扶助費 | 451,101 円 |
| ⑤自立支援医療(精神通院) ・通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、受給者証の交付を行った。 (医療給付は京都府が支弁) | 受給者数 | 198人 | |
| ⑥自立支援医療(特別対策事業) ・身体障害者手帳3級の在宅酸素療法患者等に対し医療給付を行った。 | 4件 | 扶助費 | 613,247 円 |
| (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等 ・介護・訓練給付費等を給付した | | 扶助費 | 297,620,519 円 |
| (6) 児童福祉法に基づく障害児給付費等 ・障害児給付費等を給付した。 | | 扶助費 | 13,516,016 円 |
| (7) 自立支援給付費(補装具) ・失われた身体機能を補うための補装具の交付・修理を行った。 | 交付14件 | 修理14件 | 扶助費 1,937,094 円 |
| (8) 地域生活支援事業 ①日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援等の事業を実施した。 日常生活用具374件 移動支援 延5,775時間 日中一時 延利用209回 | | 扶助費 | 30,322,584 円 |
| ②コミュニケーション支援事業 ・中央公民館において手話教室(入門課程)を実施した。 | 実施回数 | 12回 | 受講者 7名 報償費 138,000 円 |
| ・乙訓二市一町共同で手話奉仕員養成講座(基礎課程)を実施した。 | 実施回数 | 12回 | 受講者 6名 報償費 59,500 円 |
| ・聴覚障害者の社会参加等に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣した。 | 派遣回数 | 162回 | 派遣時間 352時間25分 報償費 342,459 円 |
| (9) 障害者啓発事業等 ・街頭啓発を11月24日に町内各所で実施した。 | | | |
| (10) 相談支援事業 ・障害のある方の生活相談を偶数月は第2木曜日、奇数月は第2水曜日に実施した。(相談員:大山崎町社会福祉協議会、アンサンブル) ・京都府の身体障害者巡回更生相談(耳鼻科)を7月14日に「中央公民館」で実施した。 | | | |

3. 福祉団体等支援

(1) 団体支援

・各種福祉団体に対して補助した。

| | | |
|--------------|-----|--------------|
| 〔社会福祉協議会〕 | 補助金 | 16,947,668 円 |
| 〔民生児童委員協議会〕 | 補助金 | 3,628,000 円 |
| 〔三つ和母子会〕 | 補助金 | 95,000 円 |
| 〔遺族会〕 | 補助金 | 108,000 円 |
| 〔遺族会特別研修補助金〕 | 補助金 | 300,000 円 |
| 〔身体障害者協会〕 | 補助金 | 160,700 円 |
| 〔原爆被災者の会〕 | 補助金 | 35,000 円 |
| 〔知的障害者育成会〕 | 補助金 | 65,400 円 |

(2) 団体事業支援

①障害者スポーツ大会（10月24日）

・実行委員会に対して補助した。

補助金 60,000 円

②戦没者追悼式（5月15日）

・遺族会が主催する戦没者追悼式に対して補助した。

補助金 270,000 円

4. その他の福祉事業

健康福祉まつり

・「第7回大山崎町健康福祉まつり」を11月1日に開催した。

5. 国民健康保険事業

国民健康保険事業特別会計に保険基盤安定繰入金として繰出した。

繰出金 69,103,162 円

国民年金事務費

健康課

国民年金制度は、これまで数々の改善が行われ、公的年金制度の土台としての役割を担っている。また急速な少子・高齢化が進み、公的年金の収入が住民の老後生活を支え、欠くことのできない存在となっている。

今後とも納付に関する奨励の強化、無年金者の解消を図り、年金受給権の確保と行政サービスの向上に努め、加入者が将来の年金制度に不安を抱くことなく、健康で明るく豊かな老後の生活を営めるよう住民の理解を得ていく。

(1) 拠出制国民年金関係

① 被保険者数及び異動状況

(単位:人)

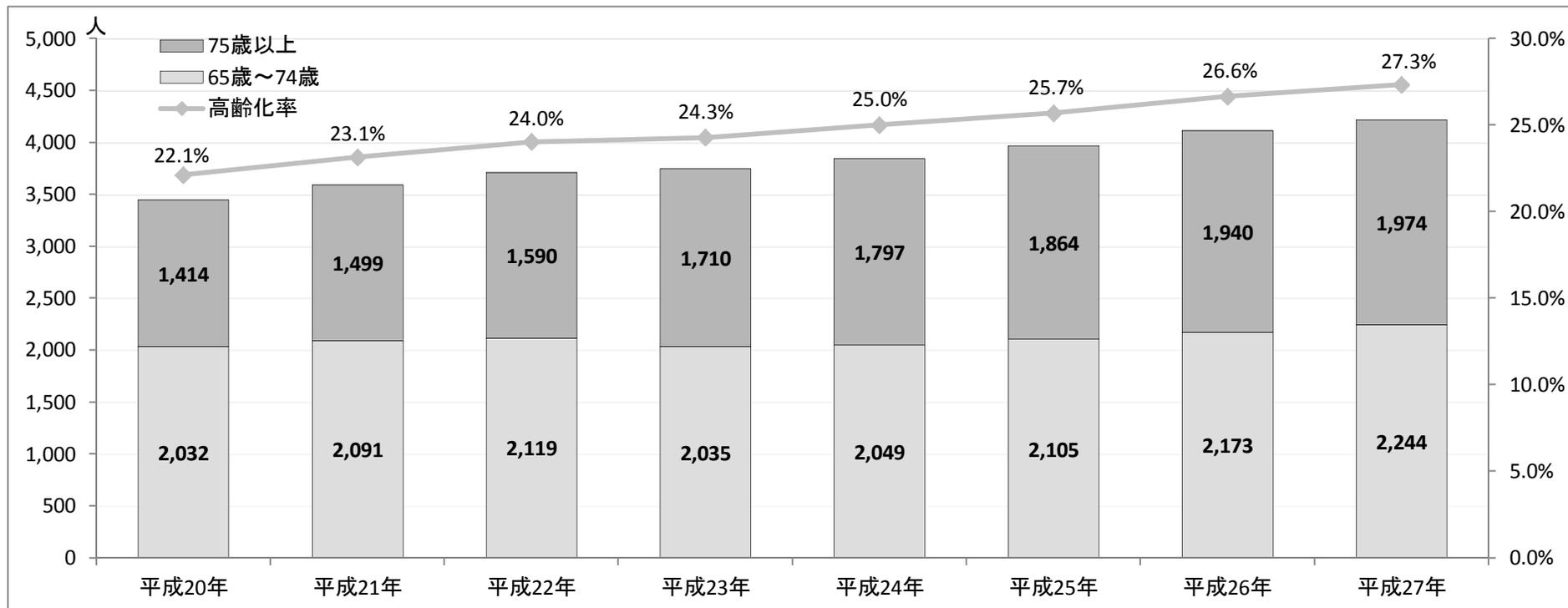
| 26年度末被保険者数 | 27年度中の異動状況 | | | | | 27年度末被保険者数 |
|------------|------------|-----|-----|------|------|------------|
| | 資格取得 | 転入 | 転出 | 資格喪失 | 増減 | |
| 3,177 | 662 | 159 | 156 | 756 | ▲ 91 | 3,086 |

② 被保険者の種類別内訳

(単位:人)

| 第1号 | 任意 | 第3号 | 計 | 法定免除 | 申請免除 | | | | 納付猶予 | 学生納付特例 | 付加保険料加入者 | |
|-------|----|-------|-------|------|------|-----|----|-----|------|--------|----------|----|
| | | | | | 全額 | 3/4 | 半額 | 1/4 | | | 任意 | 強制 |
| 1,806 | 38 | 1,242 | 3,086 | 107 | 204 | 26 | 15 | 12 | 50 | 211 | 84 | 0 |

1. 高齢者人口の推移



(各年4月1日現在)

| | | 平成20年 | | 平成21年 | | 平成22年 | | 平成23年 | | 平成24年 | | 平成25年 | | 平成26年 | | 平成27年 | |
|-------|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 人口総数 | | 15,530 | | 15,577 | | 15,512 | | 15,441 | | 15,430 | | 15,379 | | 15,453 | | 15,436 | |
| 高齢者人口 | 65歳以上 | 3,446 | 22.1% | 3,590 | 23.1% | 3,709 | 24.0% | 3,745 | 24.3% | 3,846 | 25.0% | 3,969 | 25.7% | 4,113 | 26.6% | 4,218 | 27.3% |
| | うち 65歳～74歳 | 2,032 | 13.0% | 2,091 | 13.5% | 2,119 | 13.7% | 2,035 | 13.2% | 2,049 | 13.3% | 2,105 | 13.6% | 2,173 | 14.1% | 2,244 | 14.5% |
| | 75歳以上 | 1,414 | 9.1% | 1,499 | 9.7% | 1,590 | 10.3% | 1,710 | 11.1% | 1,797 | 11.7% | 1,864 | 12.1% | 1,940 | 12.6% | 1,974 | 12.8% |

2. 在宅福祉事業

| 事業名 | 内容 | 区分 | 決算額 | 内訳 |
|--------------|--|-----|------------|------------------------|
| ①給食サービス | ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で調理が困難な者に対し、給食(昼食)を宅配するとともに、安否確認を行った。 | 委託料 | 1,560,650円 | 利用者数 48人 発注数 4,449食 |
| ②寝具丸洗い乾燥サービス | ひとり暮らし高齢者、要介護の高齢者等に寝具の丸洗い乾燥サービスを実施した。 | 委託料 | 143,800円 | 申請件数 45件 |
| ③緊急通報装置事業 | ひとり暮らし高齢者等で、緊急通報装置の設置が必要な者に機器の給付をした。また、概ね5年を経過した機器について保守を実施した。 | 委託料 | 117,180円 | 機器保守 7台 |
| | | 扶助費 | 437,400円 | 新規設置者 10人 |

3. 施設福祉事業

| | | | | |
|---------|--|-----|------------|--------|
| 養護老人ホーム | 身体上、精神上、環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所を措置した。 | 扶助費 | 2,315,018円 | 長生園 1人 |
|---------|--|-----|------------|--------|

4. 老人福祉事業

| | | | | |
|-----------------|---|----------|-------------|-----------|
| ①敬老会(9月11日) | 大山崎町立体育館において70歳以上の高齢者を対象として開催した。 | 報償費 | 477,186円 | 参加者 約400人 |
| | | 委託料 | 1,283,888円 | |
| | | 使用料及び賃借料 | 183,600円 | |
| ②老人クラブ助成 | 老人クラブ活動費を助成した。 | 補助金 | 716,000円 | 9クラブ、401人 |
| ③生きがい対策事業 | 高齢者が充実した高齢期を過ごすための生きがいづくりに対する活動費を助成した。 | 補助金 | 200,000円 | |
| ④シルバー人材センター運営補助 | 高齢労働能力活用の推進を図るため、シルバー人材センターの運営費を補助した。 | 補助金 | 2,500,000円 | |
| ⑤老人福祉センター指定管理 | 平成19年4月より指定管理者施設として大山崎社会福祉協議会に委託し、高齢者の健康と生きがいの場・やすらぎの場として、運営を行っている。 | 委託料 | 17,640,000円 | |

5. 介護保険関連事業

| | | | | |
|----------------------|--|-----|--------------|---------|
| ①介護保険社会福祉法人利用者負担軽減補助 | 社会福祉法人が利用者負担減免を行った場合に補助した。 | 補助金 | 0円 | ※対象支出なし |
| ②介護予防安心住まい改修助成 | 介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に住宅改修費用を一部助成した。 | 補助金 | 133,200円 | 1件 |
| ③介護予防・システム構築プロジェクト事業 | 大学・社協と協働で、介護予防に住民が主体となって取り組める「仕組み」を構築するため、啓発事業やサポーター講座を実施した。 | 委託料 | 957,097円 | |
| ④もの忘れ検診 | 認知症の早期発見と早期支援に結びつけるために40歳から70歳の5歳きざみの対象者に実施した。 | 報償費 | 9,960円 | |
| | | 需用費 | 50,153円 | |
| | | 役務費 | 79,743円 | |
| | | 委託料 | 74,304円 | |
| ⑤介護保険事業特別会計への繰出 | 介護保険事業特別会計繰出金 | 繰出金 | 184,321,000円 | |

6. 老人医療事業

| | | | | |
|---------|--|-----|------------|----------------------------|
| ①老人医療助成 | 65歳以上70歳未満のひとり暮らし高齢者、所得税非課税世帯高齢者等の医療費の一部を助成した。 | 扶助費 | 7,656,058円 | 受給者数 170人 (平成27年8月1日現在) |
|---------|--|-----|------------|----------------------------|

7. 後期高齢者医療制度関連事業

| | | | | |
|----------------------|---|-----|--------------|---|
| ①後期高齢者医療療養給付費負担金 | 後期高齢者医療被保険者の療養給付費に係る市町村負担金を支出した。 | 負担金 | 144,205,576円 | |
| ②後期高齢者医療人間ドック補助金 | 後期高齢者医療制度被保険者が人間ドックを受診される場合の受診費用の一部を補助した。 | 補助金 | 859,800円 | 補助人数29人 |
| ③後期高齢者医療保険事業特別会計への繰出 | 後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金 | 繰出金 | 36,124,670円 | 事務費繰出金 10,617,252円 保険基盤安定繰出金 25,507,418円 |

臨時福祉給付金給付事業費

福祉課

1. 臨時福祉給付金給付事業

| | | | | |
|----------|---------------------------------|-----|------------|------------|
| ①臨時福祉給付金 | 一定の要件を満たす低所得者を対象に、臨時福祉給付金を給付した。 | 扶助費 | 9,342,000円 | 受給者数1,557人 |
|----------|---------------------------------|-----|------------|------------|

児童福祉総務費

福祉課

1. 認可外保育所助成事業

(1) 認可外保育所等入所乳幼児補助金

保育所の入所要件を満たしていながら、保育所へ入所できない生後57日以上満3歳未満の乳幼児を対象に、その乳幼児の保育を認可外保育所等に委託する保護者に対して、補助金を支給する。

| | | | |
|------|----|------|----------|
| 受給者数 | 2人 | 支給総額 | 230,000円 |
|------|----|------|----------|

2. 児童手当支給事業

(1) 児童手当

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを養育する保護者に対して手当を支給する。

6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分をそれぞれ支給する定時払いと、転出などによる受給資格消滅者に対して消滅月までの手当を支給する随時払いがある。

(受給者数は、平成28年2月末現在)

| 区 分 | 受給者数 (兄弟姉妹の重複あり) | 手 当 月 額 | 児 童 手 当 の 額 の 基 礎 と な る 延 べ 児 童 数 | | | 支 給 額 | |
|---------------------------|---------------------|---------|-----------------------------------|----------|-----------|---------|---------------|
| | | | 第 1 子 | 第 2 子 | 第 3 子 以 降 | | |
| 3 歳 未 満 | 被 用 者 | 307 人 | 15,000 円 | 1,854 人 | 1,436 人 | 484 人 | 56,610,000 円 |
| | 非 被 用 者 | 62 人 | 15,000 円 | 385 人 | 244 人 | 38 人 | 10,005,000 円 |
| 3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前 | 被 用 者 | 1,042 人 | 10,000円 第3子以降は15,000円 | 5,980 人 | 4,630 人 | 1,455 人 | 127,925,000 円 |
| | 非 被 用 者 | 210 人 | 10,000円 第3子以降は15,000円 | 1,337 人 | 920 人 | 310 人 | 27,220,000 円 |
| 中 学 生 以 上 | 被 用 者 | 266 人 | 10,000 円 | 1,989 人 | 1,150 人 | 52 人 | 31,910,000 円 |
| | 非 被 用 者 | 71 人 | 10,000 円 | 498 人 | 323 人 | 42 人 | 8,630,000 円 |
| 特 例 給 付 | 被 用 者 | 119 人 | 5,000 円 | 603 人 | 620 人 | 127 人 | 6,750,000 円 |
| | 非 被 用 者 | 6 人 | 5,000 円 | 14 人 | 32 人 | 26 人 | 360,000 円 |
| 合 計 | 2,083 人 | | | 12,660 人 | 9,355 人 | 2,534 人 | 269,410,000 円 |

3. 母子等福祉対策事業

(1) 児童扶養手当

父母の離婚等により児童を養育している父と母のいずれかと、父母に代わって児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。
父または母が重度障害の状態にある児童を養育している方も対象となる。
ただし、一定の所得限度額を超えたり、事実婚である場合等は支給されない。

| | | |
|------|------|--------------|
| 受給者数 | 123人 | (平成28年3月末現在) |
|------|------|--------------|

(2) 特別児童扶養手当

心身に障害のある児童を家庭で養育している父や母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を目的として支給される。
ただし、一定の所得限度額を超えたり、児童が施設等に入所している場合は支給されない。

| | | |
|------|-----|--------------|
| 受給者数 | 28人 | (平成28年3月末現在) |
|------|-----|--------------|

(3) 大山崎町児童育成支援手当

平成27年度住民税非課税世帯(生活保護を受けている世帯を除く)で、以下のア、イのいずれかに該当する方に支給する。

ア. ひとり親家庭 両親またはどちらか一方が欠けている児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

イ. 障害児扶養家庭 心身に障害のある児童を養育している方。児童1人につき月額1,500円。

| 世帯類型 | 受給者数 | 支給額 |
|---------|------|------------|
| ひとり親家庭 | 62人 | 1,635,000円 |
| 障害児扶養家庭 | 2人 | 45,000円 |
| 計 | 64人 | 1,680,000円 |

(受給者数は、平成28年3月末現在)

(4) 京都府母子家庭奨学金

母子世帯の乳幼児・小学生・中学生・高校生の母に支給される。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

| | |
|------|-------|
| 受給者数 | 148世帯 |
|------|-------|

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--|
| 乳幼児 | 25人 | 小学生 | 72人 | 中学生 | 45人 | 高校生 | 71人 | 専修学校 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--|

(5) 交通遺児奨学金

交通事故により親等を失った児童に支給される。京都府が実施する他の奨学金との併給制限がある。

| | |
|------|----|
| 受給者数 | 0人 |
|------|----|

4. 児童福祉推進事業

(1) 子育て支援医療費助成制度

この制度は、医療機関での保険診療に係る医療費自己負担分に対する助成制度である。府制度として、平成27年9月診療分から、3歳到達月までの通院と中学校修了前(拡充前は小学校修了前)までの入院について、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成、及び中学生(拡充前は小学生)の通院1ヶ月3,000円を超える医療費の自己負担額を助成する制度に拡充した。それに伴い、町単独制度も府制度の途切れる3歳到達月翌月から小学校修了前(拡充前は小学校就学前)までの通院に対して、1ヶ月1医療機関ごとに200円の自己負担額を控除した額を助成する制度に拡充した。

○受給者

| | |
|------------|--------|
| 満 3 歳 未 満 | 405人 |
| 3歳以上小学校修了前 | 1,310人 |
| 中 学 生 | 365人 |
| 計 | 2,080人 |

(平成28年2月末現在)

○医療費

| | | |
|-----------|---------|-------------|
| 府 制 度 | 7,715件 | 19,763,536円 |
| 町 単 独 制 度 | 10,525件 | 15,397,558円 |
| 医療費支給総額 | 18,240件 | 35,161,094円 |

(2) 大山崎町要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受ける児童等の適切な保護を図るため関係機関により構成される「大山崎町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設置。平成27年度には、代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議を18回開催した。

(3) 子育て短期支援事業

児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難となった児童や緊急一時的に保護する必要がある母子について、児童福祉施設等を利用する事業を行う。

| 事 業 名 | 対 象 事 由 | 延べ利用日数 |
|-------------|---|--------|
| ショートステイ事業 | 児童の保護者が疾病等の健康上の事由等により、家庭で養育することが一時的に困難である場合等(短期入所生活援助事業) | 9日 |
| トワイライトステイ事業 | 児童の保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在になることにより家庭で養育することが一時的に困難になる場合(夜間養護等事業) | 4日 |
| 計 | | 13日 |

(4) 養育支援育児・家事援助事業

子育てに困難を抱える家庭に対して、町から訪問支援者を自宅に派遣し、育児・家事の援助を行い、子どもの養育環境の改善を図る。

| | | | |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 訪 問 世 帯 数 | 1世帯 | 延 べ 訪 問 件 数 | 20件 |
|-----------|-----|-------------|-----|

(5) ファミリー・サポート・センター事業

地域で安心して子育てできる環境をつくるため、町内において子育ての援助を行いたい者(提供会員)と子育ての援助を受けたい者(依頼会員)との相互援助活動に関する連絡・調整をする事業を行う。

○登録会員数

| | |
|------|-----|
| 依頼会員 | 8人 |
| 提供会員 | 9人 |
| 両方会員 | 3人 |
| 計 | 20人 |

(平成28年3月末現在)

○活動状況

| 内 容 | 件 数 |
|-----------------|-----|
| 保育所・幼稚園の迎え | 23件 |
| 放課後児童クラブ終了後の預かり | 52件 |
| その他 | 3件 |
| 計 | 78件 |

(6) 児童福祉施設管理事業

国庫補助、または他の府補助に係る公園等設置事業の対象とならない小規模な遊び場を設置している。

| | |
|----------|------|
| 山寺簡易児童公園 | 555㎡ |
|----------|------|

5. 子育て支援センター事業

(1) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター「ゆめほっぺ」)

平成21年10月、町立中央公民館内に大山崎町子育て支援センター「ゆめほっぺ」を設置、オープンした。「ゆめほっぺ」は、小学校入学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を行う場としての機能はもとより、育児に関する相談や子どもの健康に関する相談なども実施している。

○月別来場組数

| 平成27年4月 | 392組 | 7月 | 364組 | 10月 | 540組 | 平成28年1月 | 439組 |
|---------|------|----|------|-----|------|---------|------|
| 5月 | 351組 | 8月 | 346組 | 11月 | 495組 | 2月 | 399組 |
| 6月 | 439組 | 9月 | 470組 | 12月 | 326組 | 3月 | 544組 |
| 年間平均 | | | | | | | 425組 |

○開催行事

通年開催：みんなでランチ、絵本の読み聞かせ、ベビーマッサージ

随時開催：プレママさんプチママさんソーイング(スタイを手作り)、天の川の飾り付け、年初めの記念手形づくり、親子でダンス、消しゴムハンコ作り等

| | |
|---------|-------|
| 保 育 所 費 | 福 祉 課 |
|---------|-------|

現在、保育所では、乳児保育、延長保育、障害児保育、子育てサポートセンター事業、さらに第2保育所における一時保育の実施など、保育サービスの充実に努めている。しかし、保育ニーズは多岐多様化しており、今後も引き続き新たなニーズに応える保育サービスのあり方を検討する必要がある。また、増加傾向にある保育需要に対し、待機児童を生じさせない体制の確保も課題である。

なお、平成16年度から公立保育所の運営費負担金が一般財源化され、国庫並びに府費負担金が皆減となっていることから、町負担は増大している。今後は保育所運営における安心・安全の確保と必要な体制整備を図りつつ、より一層の効率的運営が求められている。

(1) 定員および月平均保育人員・年間月延べ保育人員

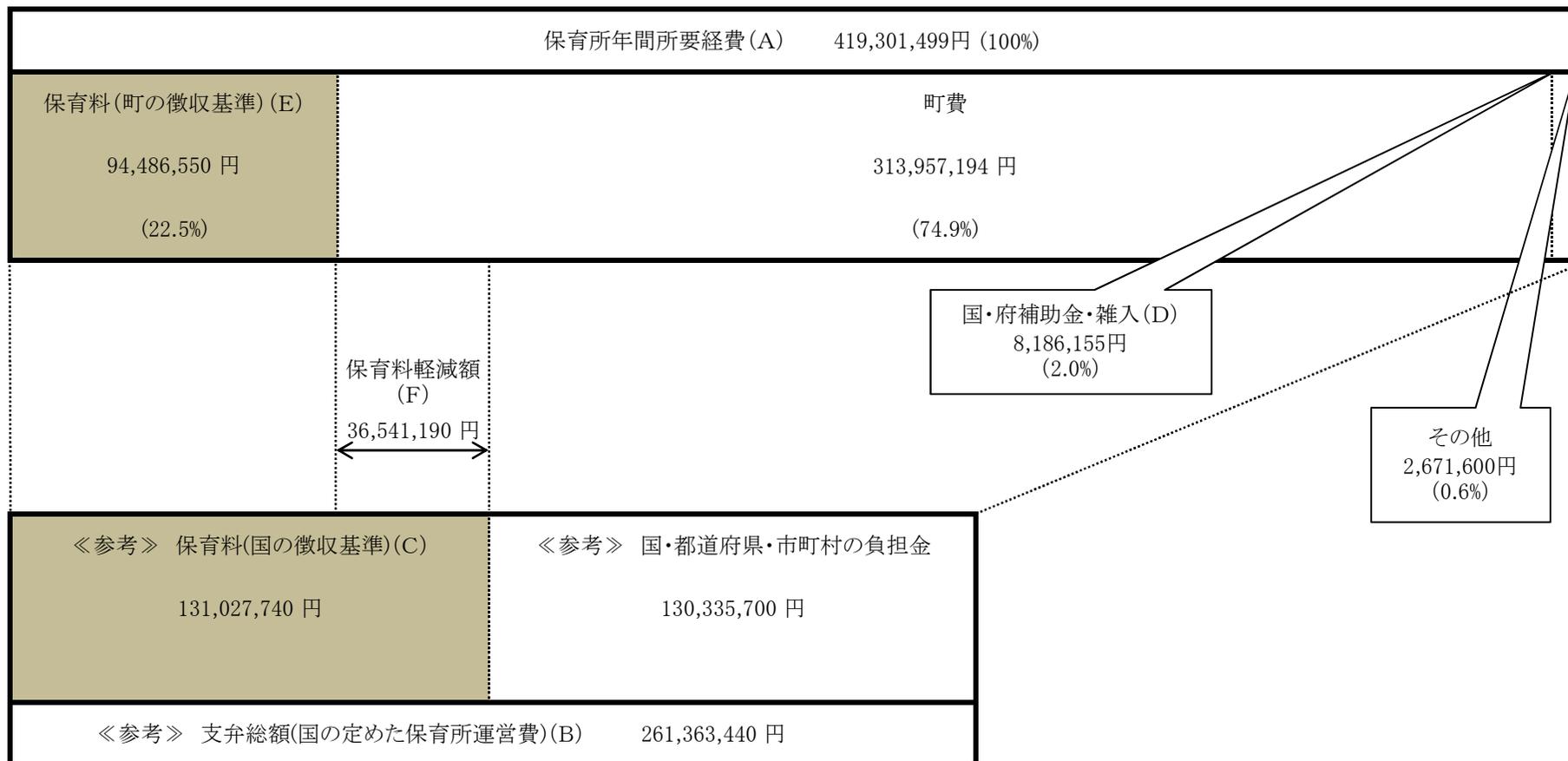
| | 開 所 | 定 員 | 月 平 均 保 育 人 員 | 年 間 月 延 べ 保 育 人 員 | | |
|-----------|---------------|------|------------------|-------------------|--------|--------|
| | | | | 乳 児 | 幼 児 | 合 計 |
| 町立大山崎町保育所 | 昭和32年(同57年移転) | 120人 | 129人 | 550人 | 996人 | 1,546人 |
| 町立第2保育所 | 昭和48年 | 100人 | 112人 | 563人 | 776人 | 1,339人 |
| 町立第3保育所 | 昭和51年 | 90人 | 118人 | 500人 | 910人 | 1,410人 |
| 合 計 | | 310人 | 359人 | 1,613人 | 2,682人 | 4,295人 |

(2) 保育所運営経費総計表

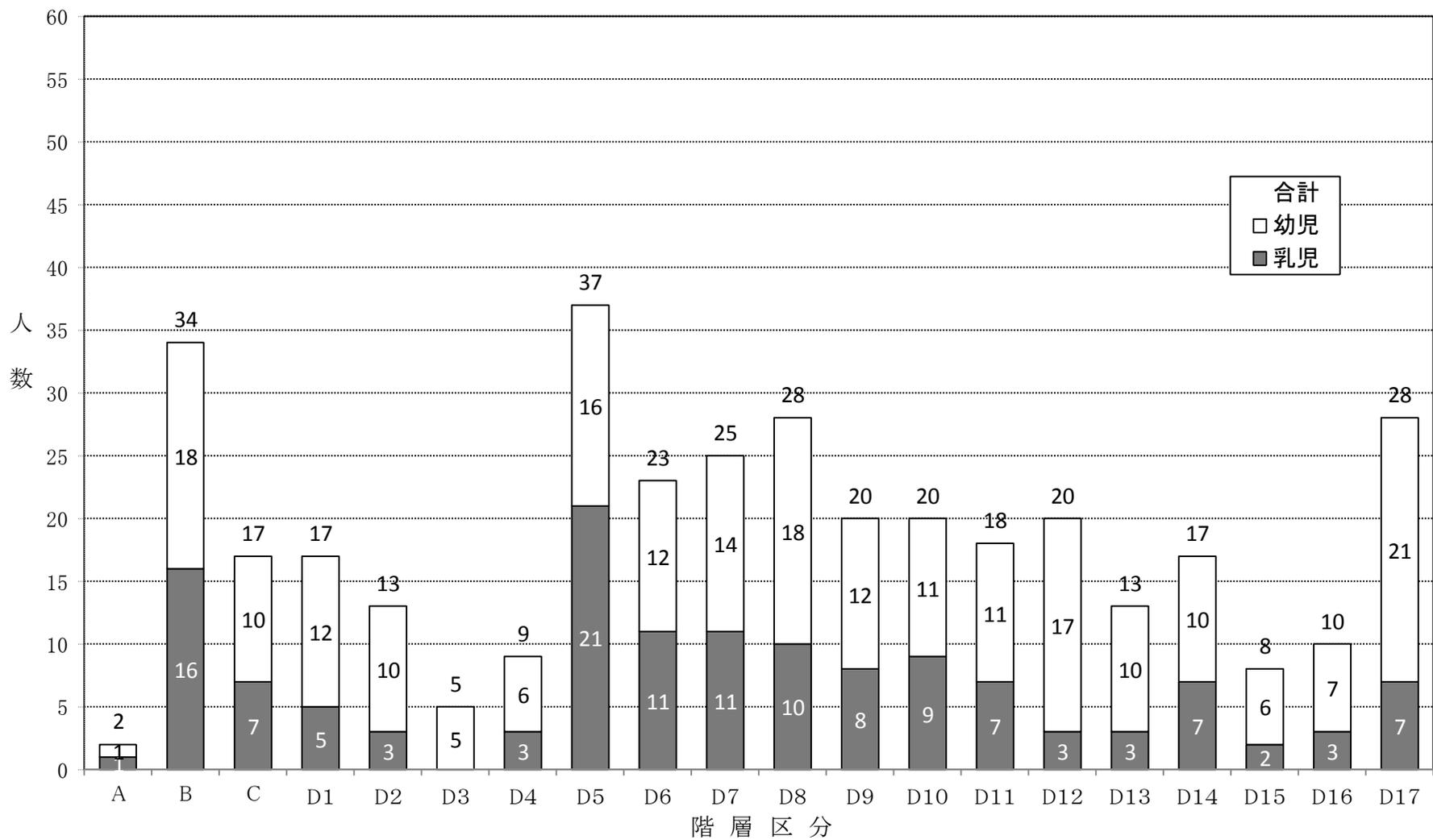
| 区分 | 年度 | 平成 27 年度 決算額 | 参 考 | |
|-------------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|
| | | | 平成 26 年度 決算額 | 平成 25 年度 決算額 |
| 保育所数・定員・保育料徴収年間月延べ人員 | | 3カ所・310人・4295人 | 3カ所・310人・4204人 | 3カ所・310人・4072人 |
| 年間所数・定員・保育料徴収年間月延べ人員 | A | 419,301,499円 | 414,702,483円 | 397,438,613円 |
| 支 弁 総 額 | B | 261,363,440円 | 255,574,330円 | 246,760,280円 |
| 保 育 料 (国 の 徴 収 基 準) | C | 131,027,740円 | 131,336,410円 | 122,962,490円 |
| 国 ・ 府 補 助 金 ・ 雑 入 等 | D | 8,186,155円 | 6,408,375円 | 7,220,985円 |
| 保 育 料 (町 の 徴 収 基 準) | E | 94,486,550円 | 100,480,790円 | 96,694,400円 |
| 保育料(国の徴収基準と町の徴収基準との差額) (C - E) | F | 36,541,190円 | 30,855,620円 | 26,268,090円 |
| 乳幼児1人当たりの年間平均 所 要 経 費 | $\left[\frac{A}{\text{保育人員}} \right]$ | 1,171,233円 | 1,184,864円 | 1,172,385円 |
| 乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料 軽 減 額 | $\left[\frac{F}{\text{保育人員}} \right]$ | 102,070円 | 88,159円 | 77,487円 |
| 乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料 (国 の 基 準) | $\left[\frac{C}{\text{保育人員}} \right]$ | 365,999円 | 375,247円 | 362,721円 |
| 乳幼児1人当たりの年間平均 保 育 料 (町 の 基 準) | $\left[\frac{E}{\text{保育人員}} \right]$ | 263,929円 | 287,088円 | 285,234円 |

(3) 保育所運営経費のしくみ

()内は構成比



(4) 保育料階層別人数(町の基準)



(平成28年3月1日現在)

(5) 一時保育事業

家庭における保育が一時的に困難な時に乳幼児の保育を行う。第2保育所で実施。

| 事業名 | 対象事由 | 利用日数 | 延べ利用日数 |
|---------------|--|-----------|--------|
| 非定型的保育サービス | 保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合 | 週3日間を限度 | 866日 |
| 緊急保育サービス | 保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合 | 継続25日間を限度 | 65日 |
| 私的理由による保育サービス | 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消(リフレッシュ)するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合 | 月2日間を限度 | 270日 |
| 計 | | | 1,201日 |

※保護者とともに町内に住所を有し居住している、保育所入所要件に該当しない、健康で集団保育が利用可能な満1歳以上(利用日現在の満年齢)から就学前までの乳幼児が対象。

(6) 子育てサポートセンター事業

保育所が、保育に関する専門性を生かして、地域の子育て相談事業を実施することにより、地域に最も密着した児童福祉施設としての役割を果たすとともに、地域における子育て支援をより一層推進するため、子育てサポートセンターを保育所に設置する。

| 保育所名 | 事業内容 | | 年間開催回数 | 延べ来場組数 |
|---------|-----------|---|--------|--------|
| 大山崎町保育所 | 子育て相談事業 | 平成27年5月から28年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで | 42回 | 53組 |
| | 子育てサポート事業 | 「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。 | 51回 | |
| 第2保育所 | 子育て相談事業 | 平成27年5月から28年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで | 42回 | 78組 |
| | 子育てサポート事業 | 「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。 | 51回 | |
| 第3保育所 | 子育て相談事業 | 平成27年5月から28年3月まで、毎週火曜日9時から16時まで | 42回 | 43組 |
| | 子育てサポート事業 | 「園庭開放」「プール開放」 保育所での行事3回(七夕祭り、クリスマス会、節分)に参加してもらい、子どもの様子を見てもらいながら、保育士との気軽なミーティングにより、子育てを共に考えあった。 | 51回 | |

| |
|-------------------|
| 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費 |
|-------------------|

福祉課

平成27年6月分の児童手当の受給者を対象に、対象児童1人につき3,000円を支給した。

| | | | | | |
|------|---------|-----|--------|-----|------------|
| 受給者数 | 1,183世帯 | 児童数 | 2,006人 | 支給額 | 6,018,000円 |
|------|---------|-----|--------|-----|------------|